

## 板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金交付要綱

令和元年7月5日 区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、心身等に障がいをもつ幼児の就園する私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助するため、板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって要支援児教育の振興・発展を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、要支援児とは、板橋区内（以下「区内」という。）に住所を有し、かつ、区内の私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に就園する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、心身に何らかの障がいをもつ、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱（昭和58年11月17日付け58総学一第365号。以下「都要綱」という。）による補助を受けている者
- (2) 第14条に定める要支援児認定会議において認定された者

### (補助対象者)

第3条 この補助金は、要支援児が在籍する私立幼稚園で、要支援児教育に積極的に取り組んでいると認められるもの（以下「補助対象者」という。）に対し交付する。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、私立幼稚園における要支援児教育の教育条件の維持・向上に資するための経費とし、次に掲げる経費をいう。

- (1) 職員人件費  
要支援児教育に要した教職員（介助員を含む）人件費
- (2) 教員研究・管理経費  
要支援児教育に要した消耗品費・光熱水費・教員研究費・その他教育研究に係る経費
- (3) 設備関係費  
要支援児教育に要した施設整備費・備品購入費・その他設備に係る経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、前条に定める経費の一部又は全部とし、当該補助金交付年度の5月1日現在に在園する要支援児の数に対して、次の表に定める補助単価を乗じた額とする。

		要支援児の年度内の在籍期間	
		6箇月以上の場合	6箇月未満の場合
都要綱による補助を受けている者		1人につき年額 480,000円	1人につき年額 240,000円
第14条に定める要支援児認定会議において認定された者	要支援	1人につき年額 420,000円	1人につき年額 210,000円
	要配慮	1人につき年額 210,000円	1人につき年額 105,000円

2 第1項の規定による補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者の設置者は、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金対象幼児一覧(第2号様式)
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否か決定するものとする。

2 前項の場合において、区長が補助金の交付を決定したときは、板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、また、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた設置者は、板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金交付請求書(第4号様式)により、区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、設置者から前条の規定により交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助対象者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入及び支出に関する帳簿並びに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の実績報告及び交付金額の確定)

第11条 第9条の規定による補助金の交付を受けた設置者は、区が指定する日までに、板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する実績報告書を審査し補助金額を確定するとともに、板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金確定通知書(第6号様式)により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を第4条に規定する経費以外に使用した場合
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(補助金の返還)

第13条 補助対象者は、前条の規定による取消があった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を区長が指定する期日までに返還しなければならない。

(会議)

第14条 要支援児の認定について審査を行う機関として、要支援児認定会議を設置する。

2 要支援児認定会議は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局次長
- (2) 教育委員会事務局学務課長
- (3) 区立高島幼稚園長
- (4) その他教育委員会事務局次長が必要と認めた者

3 要支援児認定会議の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(行動観察及び謝礼)

第15条 前条に定める要支援児認定会議において、要支援児認定の基礎とするため、事前に心理専門員等による行動観察を実施する。

2 前項に定める行動観察を実施した者に対し、1回当たり16,500円の謝礼を支払うものとする。

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金交付申請書

(宛 先) 東京都板橋区長

幼 稚 園 名		
所 在 地		
設 置 者	住 所	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	

板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金交付要綱第6条の規定により、板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 要支援児の在籍状況

(1) 都要綱による補助を受けている者

	男	女	合 計
満3歳児	人	人	人
年 少	人	人	人
年 中	人	人	人
年 長	人	人	人
合 計	人	人	人

(2) 第14条に定める要支援児認定会議において認定された者

	男		女		合 計	
	要支援	要配慮	要支援	要配慮	要支援	要配慮
満3歳児	人	人	人	人	人	人
年 少	人	人	人	人	人	人
年 中	人	人	人	人	人	人
年 長	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人

第2号様式（第6条関係）

板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金対象園児一覧

幼稚園名	
------	--

番号	氏名	生年月日	学年	都要綱 対象者に○印	第14条 対象者に○印	
					要支援	要配慮
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※都要綱対象者については、都要綱の認定を受けたことが分かる書類（写し）を添付してください。

年 月 日

## 板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金について、  
下記のとおり交付決定したので、通知します。

### 記

1 補助金の交付決定額

\_\_\_\_\_円

2 補助条件

板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金交付要綱を遵守すること。

## 板橋区私立幼稚園要支援児教育事業費補助金交付請求書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---

ただし、          年           月           日付け           第           号           により交付決定された  
          年度 板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金として、上記金額の交付を請求  
します。

（宛先）東京都板橋区長

年 月 日

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者 氏名	

## 板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金実施要綱第11条の規定に基づき、板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金に係る実績報告について、下記のとおり報告します。

1 交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

2 要支援児の在籍実績

(1) 都要綱による補助を受けている者

	男	女	合計
満3歳児	人	人	人
年少	人	人	人
年中	人	人	人
年長	人	人	人
合計	人	人	人

(2) 第14条に定める要支援児認定会議において認定された者

	男		女		合計	
	要支援	要配慮	要支援	要配慮	要支援	要配慮
満3歳児	人	人	人	人	人	人
年少	人	人	人	人	人	人
年中	人	人	人	人	人	人
年長	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

### 3 補助金執行内訳

#### (1) 収入

	決算額	備考
都補助金額	円	都要綱に基づく補助金
区補助金額	円	
合 計	円	

#### (2) 支出

	決算額	備考
教職員人件費	円	要支援児対応教職員人件費
教員研究・管理経費	円	消耗品費・光熱水費・教員研究費・その他経費
設備関係費	円	施設整備費・備品購入費・その他経費
合 計	円	

年 月 日

## 板橋区私立幼稚園要支援児教育費補助金確定通知書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け 第 \_\_\_\_号 \_\_\_\_で交付決定のあった板橋区私立幼稚園  
要支援児教育費補助金について、下記のとおり交付額が確定したため、通知します。

### 記

#### 1 補助金確定額

\_\_\_\_\_円

補助金交付決定金額	円
補助金交付済額	円
補助金確定額	円
補助金返還額	円